



医療救護について

国体に参加される方へ

《 会場で負傷・発病したとき 》

- 総合開・閉会式会場及び各競技会場には救護所を設置しています。
- 救護所では原則として応急処置のみを行います。
- 症状により必要と認められたときには、救急自動車等で医療機関に移送しますので、監督等関係者の付添いをお願いします。
- 救護所からの移送により医療機関を受診する場合には、「**保険証**」と救護所で交付された「**処置記録兼診療依頼書**」(会場地市町村により名称が異なる場合があります)を医療機関に提出してください。

※「処置記録兼診療依頼書」とは、傷病者の症状や救護所等での処置内容等を県実行委員会又は会場地市町村実行委員会から医療機関に伝達し、診療をお願いする書類です。

《 宿泊施設で負傷・発病したとき 》

- 監督等関係者に連絡のうえ、宿泊施設に申し出てください。
宿泊施設では、医療機関を紹介するか、救急自動車等の出動を要請することになっています。
- 医療機関を受診する場合は、「**保険証**」を医療機関に提出してください。

《 医療費等の負担 》

- 救護所での応急処置及び救急自動車での救急搬送に要した経費を除き、費用は自己負担となります。

宿泊施設の方へ

《 傷病者発生時の取扱い 》

- 大会参加者等が宿泊施設で負傷又は発病した場合は、最寄の医療機関(会場地市町村実行委員会から事前に示された医療機関がある場合は、当該医療機関)を紹介してください。
なお、休日・夜間の場合には、巻末に掲載している「**救急医療情報について**」も参考としてください。
- 状況に応じて、119番で救急自動車を要請してください。
- 医療機関を紹介する場合は、監督等関係者の付添いをお願いします。
- 上記により取り扱った場合は、速やかに(夜間の場合は発生の翌日)に電話等で会場地市町村実行委員会に連絡してください。

救急医療情報について

期間中の休日・夜間対応等は次により情報が入手できます。

《 いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～ 》

ホームページ

<http://www.med-info.pref.iwate.jp/>

携帯

<http://www.med-info.pref.iwate.jp/m/>

スマートデバイス

<http://www.med-info.pref.iwate.jp/sp/>



うっかりドーピング防止

薬を使用する前、飲む前に薬剤師にご相談ください

《 岩手県薬剤師会ドーピング防止ホットライン 》

ご相談の際は、**氏名・年齢・性別・競技名・自分の立場**(選手・監督等、医師・看護師等、薬剤師、その他)・**内容(薬品名は正確に)**をお知らせください。

E-mail:doping.qa2016@gmail.com

(※国体期間中は24時間対応)

注)本アドレスより返信します。受信できるように設定してください。

FAX:019-653-4592

(平日の9時から17時)



《 店頭・窓口での相談 》

お近くの薬局で、うっかりドーピングについて相談できます。
薬局情報は、上記「いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～」より入手できます。

衛生対策について

感染症予防はひとりひとりの心がけから

かぜや下痢などの原因となる病原体の感染に気づかず、国体期間中に発症してしまう場合もあります。普段からうがい・手洗いなどを心がけ、会場での感染も予防しましょう。

十分な栄養と睡眠

手洗いとうがい

十分に加熱された食事

発行

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会事務局

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1

岩手県国体・障がい者スポーツ大会局 施設課

TEL:019-629-6490 FAX:019-629-6484



携帯からのアクセス
スマートフォンからも
ご覧頂けます。



宿泊・医療救護の しおり



東日本大震災復興の架け橋 第71回国民体育大会

2016 希望郷 **いわて国体**

広げよう 感動。伝えよう 感謝。

本大会

平成28年**10月1日(土)～10月11日(火)**

[会期前開催]水泳競技 平成28年9月4日(日)～9月11日(日)

総合
開会式

10月1日(土)

総合
閉会式

10月11日(火)

会場 / 北上総合運動公園北上陸上競技場

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会

宿泊料金について

① 宿泊料金

(1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技会役員、競技役員及び視察員

(単位:円)

大会参加者区分	1泊2食	素泊まり (30%控除)	夕食欠食 (20%控除)	朝食欠食 (10%控除)	
選手・監督 都道府県選手団本部役員 競技会役員 競技役員 視察員	民泊等 (転用施設)	7,510 (6,954(税抜))	5,458 (5,054(税抜))	6,106 (5,654(税抜))	6,862 (6,354(税抜))
	営業施設1	3,190 (2,954(税抜))	2,434 (2,254(税抜))	2,650 (2,454(税抜))	2,974 (2,754(税抜))
	営業施設2	3,730 (3,454(税抜))	2,758 (2,554(税抜))	3,082 (2,854(税抜))	3,406 (3,154(税抜))
	営業施設3	4,270 (3,954(税抜))	3,190 (2,954(税抜))	3,514 (3,254(税抜))	3,946 (3,654(税抜))
	営業施設4	4,810 (4,454(税抜))	3,514 (3,254(税抜))	3,946 (3,654(税抜))	4,378 (4,054(税抜))
	営業施設5	5,350 (4,954(税抜))	3,946 (3,654(税抜))	4,378 (4,054(税抜))	4,918 (4,554(税抜))
	営業施設6	5,890 (5,454(税抜))	4,270 (3,954(税抜))	4,810 (4,454(税抜))	5,350 (4,954(税抜))
	営業施設7	6,430 (5,954(税抜))	4,702 (4,354(税抜))	5,242 (4,854(税抜))	5,890 (5,454(税抜))
	営業施設8	6,970 (6,454(税抜))	5,026 (4,654(税抜))	5,674 (5,254(税抜))	6,322 (5,854(税抜))
	営業施設9	7,510 (6,954(税抜))	5,458 (5,054(税抜))	6,106 (5,654(税抜))	6,862 (6,354(税抜))
	営業施設10	8,050 (7,454(税抜))	5,782 (5,354(税抜))	6,538 (6,054(税抜))	7,294 (6,754(税抜))
	営業施設11	8,590 (7,954(税抜))	6,214 (5,754(税抜))	6,970 (6,454(税抜))	7,834 (7,254(税抜))
	営業施設12	9,130 (8,454(税抜))	6,538 (6,054(税抜))	7,402 (6,854(税抜))	8,266 (7,654(税抜))
	営業施設13	9,670 (8,954(税抜))	6,970 (6,454(税抜))	7,834 (7,254(税抜))	8,806 (8,154(税抜))
	営業施設14	10,210 (9,454(税抜))	7,294 (6,754(税抜))	8,266 (7,654(税抜))	9,238 (8,554(税抜))
	営業施設15	10,750 (9,954(税抜))	7,726 (7,154(税抜))	8,698 (8,054(税抜))	9,778 (9,054(税抜))
	営業施設16	11,290 (10,454(税抜))	8,050 (7,454(税抜))	9,130 (8,454(税抜))	10,210 (9,454(税抜))
	営業施設17	11,830 (10,954(税抜))	8,482 (7,854(税抜))	9,562 (8,854(税抜))	10,750 (9,954(税抜))
	営業施設18	12,370 (11,454(税抜))	8,806 (8,154(税抜))	9,994 (9,254(税抜))	11,182 (10,354(税抜))
	営業施設19	12,910 (11,954(税抜))	9,238 (8,554(税抜))	10,426 (9,654(税抜))	11,722 (10,854(税抜))
	営業施設20	13,450 (12,454(税抜))	9,562 (8,854(税抜))	10,858 (10,054(税抜))	12,154 (11,254(税抜))
	営業施設21	13,990 (12,954(税抜))	9,994 (9,254(税抜))	11,290 (10,454(税抜))	12,694 (11,754(税抜))
営業施設22	14,530 (13,454(税抜))	10,318 (9,554(税抜))	11,722 (10,854(税抜))	13,126 (12,154(税抜))	

(2) 報道員及びその他大会関係者

上の表によらず、1泊朝食11,722円(10,854円税抜)以内で、宿舎が定める金額(2人部屋を1人で利用する等、定員未満での宿泊の場合は、この金額を超える場合があります。)

◆留意事項※(1)(2)共通

- すべての料金は、1人あたり・奉仕料込の料金です。
- 入湯税については課税対象施設のみ上記宿泊料金に加算されます。
- 欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで申し出た場合に限り適用されます。

宿泊の申し込み

希望郷いわて国体宿泊本部(配宿センター)ホームページから申し込みください。ホームページでは、適用規定等詳細な情報も確認いただけます。

ホームページ

<https://www.kibokyo-stay.jp/>

希望郷いわて国体宿泊申し込み 検索

宿舎についての連絡先

iwate2016haishuku@th.jtb.jp

TEL 019-625-0008 FAX 019-625-0125

※いわて国体HP上のバナーからもリンクしております。

② 宿泊料金等の適用期間

(1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技会役員、競技役員及び視察員

	区 分	適用期間
会期前	平成28年9月4日(日)以降に開始され 平成28年9月11日(日)までに終了する競技	平成28年8月31日(水)15時から 平成28年9月12日(月)10時まで
	前半	平成28年10月1日(土)以降に開始され 平成28年10月6日(木)までに終了する競技
後半	平成28年10月6日(木)以降に開始され 平成28年10月11日(火)までに終了する競技	平成28年10月2日(日)15時から 平成28年10月12日(水)10時まで

区 分	適用期間
自転車競技(トラックレース)(成年男子・少年男子) 平成28年10月5日(水)~平成28年10月8日(土)	平成28年10月1日(土)15時から 平成28年10月9日(日)10時まで
ラグビーフットボール競技(少年男子) 平成28年10月3日(月)~平成28年10月7日(金)	平成28年9月29日(木)15時から 平成28年10月8日(土)10時まで
ゴルフ競技 平成28年10月5日(水)~平成28年10月7日(金)	平成28年10月1日(土)15時から 平成28年10月8日(土)10時まで

(2) 報道員及びその他大会関係者

平成28年8月31日(水)15時から平成28年9月12日(月)10時まで
平成28年9月27日(火)15時から平成28年10月12日(水)10時まで

③ 宿泊料金等の精算

原則として宿泊責任者(宿泊申し込み代表者が宿泊者の中から定めた者)が、宿泊精算確認書で支払額を確定し、現地で現金精算してください。

●適用規定及び宿泊料金精算方法一覧

大会参加者等区分	適用規定	精算方法
選手・監督 都道府県選手団本部役員 競技会役員 競技役員 視察員	第71回国民体育大会 本大会(岩手県)宿泊要項	現地・現金精算
報道員	第71回国民体育大会本大会(岩手県)	
その他大会関係者	報道員及びその他大会関係者宿泊規程	



注意事項



- 大会参加者の宿泊の取消しについては、大会への参加取消し等の特別な事情がない限り認められません。
- 取消料については、取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとします。
- 宿泊の変更・取消し申し出の効力発生時期は以下のとおりです。
 - ①入宿前はインターネット上の「宿泊申込システム」で宿泊本部が受信した日時とします。ただし、インターネットシステムの異常等により、変更・取消しの申し出が困難な場合は、FAX又は郵便で宿泊本部に到達した日時とします。
 - ②入宿後は宿舎への申し出があった日時とします。
- 選手・監督の特例措置は以下のとおりです。
 - ①競技開始後の試合結果による競技敗退後(負け帰り)及び荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合、特例として取り扱うものとしますが、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は、取消し理由となる事実が決定した後とし、申し出の効力発生は宿舎に申し出があった日時とします。

※特例措置は、選手・監督以外には適用されません。

宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、宿泊料金(税抜)の全額となります。

④ 宿泊取消料

(1) 取消料

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)から配宿業務負担金(税抜)を除いた額の20%に配宿業務負担金(税抜)を加えた額	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)から配宿業務負担金(税抜)を除いた額の50%に配宿業務負担金(税抜)を加えた額	
宿泊予定当日(18時まで)	宿泊料金(税抜)から配宿業務負担金(税抜)を除いた額の70%に配宿業務負担金(税抜)を加えた額	
宿泊予定当日(18時以降)	宿泊料金(税抜)の全額	

宿泊取消料早見表(配宿業務負担金の取扱いについては上記のとおり)

区 分	宿 泊 予 定 日																											
	8月	9月										10月																
	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8月																												
9月																												
10月																												

※宿泊予定日の18時までに取消しの申し出をしなかった場合及び変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、宿泊料金(税抜)の全額となります。※具体的な金額については、宿舎での精算時に確認してください。

(2) 競技開始後の試合結果による競技敗退後(負け帰り)及び荒天等による競技会期短縮の決定後による選手・監督の特例措置

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)から配宿業務負担金(税抜)を除いた額の50%に配宿業務負担金(税抜)を加えた額	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不 要	